

第 14 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 6 年 7 月 30 日（火）午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 8 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 8 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 8 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 8 7 号 非農地確認について

議 第 8 8 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 2 1 号 会長専決処分の報告

報告第 2 2 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（19 名） 欠席委員（0 名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)
10 番 渡部 文明 (出)	11 番 宮廻 彰夫 (出)	12 番 永江 りえ (出)
13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)
16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)
19 番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太

6 会議内容

会 (議 長) 事 務 局	長	定刻になりました。まず、総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願いいたします。 7月総会議案の訂正が3点ございます。「第14回松江市農業委員会総会議案の訂正について」という横書きA4サイズの1枚ものをお配りしております。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、訂正前から訂正後への訂正をお願いいたします。
議	長	それでは、ただ今から第14回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日は委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。8番委員、10番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事にお願いします。それでは、議事にはいります。議第84号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		失礼いたします。議第84号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件4筆でいずれも所有権移転です。 はじめに25番の案件についてご説明します。申請は朝酌町の地目田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、一体とした利用が見込めるためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は隣の水田と一体的に利用されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に26番の案件についてご説明します。申請は東持田町の地目畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、相続したが自宅から遠く耕作・管理することが難しいためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈機、軽トラ等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に27番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町西来待の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は現在、市外在住のため耕作することが難しいためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲受人の経営する会社では農業機械の販売も行っているため以前より農業に興味があった。向かいの建物を社宅として購入するにあたり、農地や山林も共に譲ってもらえる話になったためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機、草刈り機、軽トラ等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとまとめられます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
8 番 委 員		事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 3 番 委 員		26番、27番ともに、耕作面積が0㎡であるのに農業用機械を所有しているのは事実

1 3 番 委 員 事 務 局	なのか。 26 番については、譲受人宅は分家住宅で耕作面積は 0 m ² だが、本家の父が農業用機械を所有しております。27 番については、譲受人の経営する会社で農業用機械の販売をおこなっており、すべての機械をお持ちです。
1 3 番 委 員 議 長	分かりました。 ほかにございませんか。
議 長	(なしの声) それでは無いようでございますので、採決をいたします。議第 84 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議 長	(なしの声) ご異議なしということですので、議第 84 号は原案のとおり許可することに決します。次に議第 84 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	失礼します。議第 85 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 3 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。 4 条 6 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び薪置場です。転用面積は 373 m ² 、所要面積も同様の 373 m ² です。事業計画は、申請地を自家用及び来客用の駐車場と、薪置場として整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 8 番 委 員 議 長	それでは、現地調査班の報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議 長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第 85 号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 85 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第 85 号は、原案のとおり許可することに決します。次に、議題 86 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第 86 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 5 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。 初めに、5 条 27 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、おおむね 300 メートル以内にインターチェンジがあることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的

次に、5条29番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は車庫及び駐車場です。転用面積は173㎡、所要面積は隣接する宅地及び雑種地とあわせて572.1㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、譲受人の事業用車庫及び駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。このたび法人代表者が替わり、土地所有者と地目を整理するため申請されたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条31番ですが、令和6年7月18日付けで申請の取下げがありましたので、欠番となっております。

4

事務局	つきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
8番委員	事務局から説明があった通り、いずれも許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第86号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第86号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第86号は原案のとおり許可することに決します。次に議第87号「非農地確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第87号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは4件5筆です。 初めに、40番について説明します。土地の所在は、新庄町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道本庄福富線と市道本庄東西線の交点から南に約2,000メートル進んだ地点の西側約50メートルに位置しており、平成2年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に、41番について説明します。土地の所在は、宍道町上来待のその他区域、農用地区域外の田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道海潮宍道線と林道小坪谷線の交点から南西に約230メートル進んだ地点の北西約60メートルに位置しており、昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に、42番について説明します。土地の所在は、宍道町西来待のその他区域、農用地区域外の畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道海潮宍道線と市道久戸・内ヶ峠線の交点から西に約300メートル進み、更に伊野谷線を西に約150メートル進んだ地点の南約30メートルに位置しており、平成元年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に、43番について説明します。土地の所在は、長海町の市街化調整区域、農用地区域・外の畑2筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は国道431号線と市道長海別所線の交点から北西に約480メートル進み、更に市道長海3号線を南に90メートル進んだ地点の東に位置しており、平成10年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。もう一方の申請地は国道431号線と市道長海別所線の交点から北西に約270メートル進んだ北約60メートルに位置しており、平成10年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の河川と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。

事務局	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7番委員	43番について、周辺の農地の状況はどのようなになっているか。周辺農地へ迷惑等がかかっていないか。
事務局	43番の上の方ですが、山と接しており、家屋との間にある土地です。既に荒廃化しており問題はありませんでした。また、下段の方は、田んぼや畑が点在するような図面にはなっているが耕作されているのは一筆か二筆であり、ほとんどが既に草木に覆われており、地元委員との相談の上、復旧は困難と判断しました。
7番委員	わかりました。
議長	他にご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第87号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第87号は、原案のとおり確認することに決めます。次に議第88号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第88号の所1番及び所2番は2番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議の際は関係する委員には議事から外れていただきたいと思います。
議長	事務局から農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があると説明がありました。議第88号の所1番及び所2番について先議したいと思います。農業委員会法第31条第1項の規定により、所1番及び所2番について、2番委員はこの議事の間、退席をお願いいたします。
	(2番委員の退席後)
議長	それでは、議第88号の所1番及び所2番の案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第88号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。所有権移転について、お手元の総会議案12ページをご覧ください。所1番と所2番は生馬地区の案件です。所1番は、譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため、所有権移転するものです。所2番は、譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大に必要な農業用施設用地としての要望があったため、所有権移転するものです。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7番委員	所2番の理由をもう一度述べてください。
事務局	所2番は、譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大に必要な農業用施設用地としての要望があったためでございます。この土地は譲受人法人の施設用地として既に利用されているものでありまして、この度、所有権移転をされるということになっております。

7 番 委 員	ありありがとうございました。
議 長	他にご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 88 号の、所 1 番と所 2 番の案件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 88 号の、所 1 番及び所 2 番の案件については原案のとおり決定することに決します。それでは 2 番委員の除席を解きます。
	(2 番委員が入室後)
議 長	それでは、議第 88 号の所 1 番及び所 2 番以外の案件を審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	所 3 番は東出雲地区の案件です。譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため、所有権移転するものです。相対契約について、13 ページをご覧ください。利 1 番から 3 番は生馬地区、更新案件です。利 4 番は大庭地区、新規案件です。利 5 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田が 17,735 m ² 、畑が 481 m ² 、計 18,216 m ² です。転貸契約について、16 ページをご覧ください。転 1 番から 5 番は大野地区、更新案件です。転 6 番から 7 番は秋鹿地区、更新案件です。転 8 番から 10 番は古江地区、8 番、9 番は新規案件、10 番は更新案件です。転 11 番から 14 番は生馬地区、更新案件です。転 15 番から 18 番は川津地区、15 番、16 番は更新案件、17 番、18 番は新規案件です。転 19 番から 25 番は朝酌地区、19 番、20 番、25 番は更新案件、転 21 番から 24 番は新規案件です。転 26 番から 30 番は持田地区、新規案件です。転 31 番は忌部地区、更新案件です。転 32 番、33 番は鹿島地区、更新案件です。転 34 番から 38 番は東出雲地区、34 番、35 番、37 番、38 番は新規案件、36 番は更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田が 92,645 m ² 、畑が 45,159 m ² 、計 137,804 m ² です。
	以上、ご審議お願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 0 番 委 員	利 5 番の案に書かれている「解除条件付き」というのはどのような意味合いになるか。
事 務 局	借手は農地を所有することが出来ない法人であるため、貸手側から解除ができる条件が設けられています。
1 0 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかにご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 88 号の番号所 1 番及び所 2 番以外の案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 88 号の番号所 1 番及び所 2 番以外の案件は原案のとおり決定することに決します。次に、報告に入ります。報告第 21 号「会長専決処分の報告」及び報告第 22 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 務 局	(報告)
議 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了

議

長 | しましたので、第 14 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。